節度、品位、調和がもとめられている！
―2026(R8)年度のふるさと納税の今―

2026 年 10 月　　飯　嶋　　博　光

1　はじめに

7 月 31 日総務省は、令和 8 年度実施の「ふるさと納税に関する現況調査結果」を発表した。その結果、泉佐野市がふるさと納税の受入額で令和 2 年度調査以来 6 年ぶりに一位となった。泉佐野市はこれまで 2017 年から 3 年連続で全国一位になった。とりわけ 2018(H30)年の受入額は、497 億円である。返礼品に加えてアマゾンギフト券を上乗せして最大 70%の返礼率にする非常識な集め方であった。

同年のふるさと納税の受入額総額は 5,127 億円である。全国で 1748 の市町村の中で総額の 1 割弱を泉佐野市が集めたのである。

さすがに総務省は、2019(H31)年 3 月 27 日に地方税法を改正し、「返礼品の割合は 3 割以下の地場産品とする」の条件を満たす自治体に総務大臣が指定とする制度にした。この結果、同年 6 月からの新制度から、泉佐野市は除外された。しかし、令和 2 年度調査でも、2019 年 4､5 月のわずか二ヶ月の実績で、泉佐野市は三年連続で全国一になったのである。いかに異常な集め方だったかを物語っている。

その後のふるさと納税の今を考える。

2　国と泉佐野市の異常な裁判

裁判は二つ、いずれも最高裁まで争われ泉佐野市が逆転勝利を収めた。一つが上記の泉佐野市がふるさと納税制度から除外されたことに対するものであり、もう一つが、寄付金収入が多額であることを理由に特別交付税を減額したことに対し取り消しを求めた裁判である。

1）まず除外裁判である。新制度で除外されたことに対し、①泉佐野市は 19 年 6 月、国地方係争処理委員会に審査を申出。②同年 9 月、処理委員会は、「新制度の開始前の状況を除外の直接の理由とすることは法律違反の恐れもある」として、総務大臣に除外を継続する場合は、別の理由を考えるよう勧告。③しかし総務省は、10 月 3 日「過去の事実関係を判断の基準の 1 つとすることは法律違反にあたらない」と勧告を無

視して除外の継続を決定。④11 月 1 日、泉佐野市は「除外は違法」として大阪高裁に総務省を提訴。⑤翌年 1 月 30 日、大阪高裁は「総務大臣の裁量の範囲内にある」として敗訴。⑥2 月 6 日、市は高裁判決を不服として最高裁に上告。⑦6 月 30 日、最高裁で泉佐野市が逆転判決で勝訴。⑧7 月 3 日からふるさと納税制度に復帰。

最高裁の判決の要旨は、「(総務大臣の指定制度とする)法律の改正以前においては、返礼品の提供について特に定める法令上の規制は存在せず、総務大臣により『技術的助言』が発せられていたにすぎないから、地方自治体はそれに従う義務はない。又、地方自治法 247 条 3 項は、国の職員は普通地方公共団体が国の行政機関が助言等に従わなかったことを理由として不利益な扱いをしてはならないと規定している。アマゾンギフト券を返礼品としたことは社会通念上節度を欠いているとしても過去の返礼品の提供の態様を持って、法律施行後もそれを続けると言えないから返礼品基準に適合しないと指定しないことは違法である」とした。

同時に、泉佐野市の寄付金の集め方に対しも判決の中で「社会通念上の節度を欠いていた」と指摘し、林景一裁判官は、補足意見で「居心地の悪さを覚える。その理由は、法律の改正後にも返礼品の割合を高めて募集を加速したことには眉をひそめざるを得ない」と批判した。

2) この最高裁判決に対し、鳥取県知事や民主党政権で総務大臣であった片山善博氏は、この裁判の異常さを次のようにテレビでコメントしていた。言い得て妙なので紹介する。「裁判というと、正義が勝って悪い方が負けたという印象を受けますけど、とても正義とは言えないんですよ。失礼な言い方ですけどね、とても非常識な人と、非常識な人をいさめようとして違法な手口を使った人との争いなんですよ。違法な手口を使った方が最高裁で負けたんですよ。そして非常識な方が勝ったんです。勝った方も非常識ですから林裁判官が居心地の悪さを感じるというのは、私も全く同感です」とコメントしている。

3) 特別交付税減額訴訟の経過は以下の通りである。①2019(R 元)年 12 月、総務省はふるさと納税に係る収入について、特別交付税の算定式における減額項目に加えるよう省令を改正。②これに伴い令和元年度の泉佐野市の 12 月と翌年 3 月の特別交付税は、前年度対比で 4.4 億円(89%)削減され約 5300 万円に削減。③12 月 25 日、市は不服審査を申立てたが総務省は 1 月 24 日「算定方法に対する不服は審査の対象としない」とこれを却下。④2020(R2)6 月 8 日、市は「減額は見せしめ、懲罰の意図が働いている」と減額決定取消を求め大阪地裁に提訴。⑤21 年 4 月 22 日、大阪地裁中間判決。「地方交付税法には税額決定に関する訴訟提起を認めないとする明確な規定

はない」と指摘。市側の訴えは、法律上の利益や権利保護を目的としており、裁判で争える「法律上の争訟」に該当すると認定。⑥22 年 3 月 10 日、大阪地裁本判決。特別交付税の交付額決定は、「優越的地位に基づく一方的な公権力の行使で、行政処分にあたる」とした上で、地方交付税法は、所定の収入項目から画一的に算定された自治体の財政力と実際の収入額に差が生じた場合に減額要因にしており「そもそも寄付金収入を減額要因と定めていない」として国の「総合的に判断できる」という主張を退けた。また、ふるさと納税を理由に減額できるかどうかは「立法者が政治的、政策的観点から判断すべき事柄」として総務相が判断する省令改正による減額は「地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なもの」とした。国は高裁に控訴。⑦23 年 5 月 10 日、大阪高裁判決。地方交付税に係わる違法性については判断を示さず、「国と地方公共団体とを当事者とする紛争は、基本的に法律上の訴訟にあたらず、国会審議などの民主的な手続きで確保するのが基本であり、本件は裁判所が裁判する権限がない」と大阪地裁判決を取消し市の訴えを却下した。⑧泉佐野市は 5 月 23 日、最高裁に上告。⑨25 年 2 月 27 日、最高裁判決。特別交付金の減額を求める「具体的な権利義務や法律関係に関する紛争にあたる」として「裁判の対象にならない」として訴えを却下した大阪高裁判決を破棄して審理を同高裁に差戻し。⑩10 月 9 日、大阪高裁は、22 年 3 月の大阪地裁判決を支持し、国の控訴を棄却。⑪10 月 22 日、国は上告受理を申立。⑫最高裁の「上告受理申立」に対する結論は出稿時現在出ていない。

4）特別交付税減額訴訟は常識はずれの相互不信の醜い争いと言わざるを得ない。その象徴が、「忌避申立」である。23 年 4 月、泉佐野市は、大阪高裁で裁判を担当する冨田一彦裁判長がかつて国の代理人を務める大阪法務局訴訟部門の部長や大阪法務局長であったことから、「裁判の公正を妨げる事情がある」として裁判官の交代を申立てる「忌避申立」を行った。しかし、大阪高裁は、「裁判長が大阪法務局長の職にあった当時、本件や本件に強い関連性のある裁判に関与した事実は認められない」として申立を却下した。国が相手の裁判では国の代理人を務めるのは法務省の「訟務検事」である。裁判官の多くは法務省にも出向している。特に高裁は、国の主張が認められることが多いと言われている。

高裁判決は、「本件は基本的に法律上の争訟にあたらず、裁判所が裁判する権限がない」としているが、これは国の「行政庁の処分に対する訴訟は、個人にしか認められず、そもそも自治体は原告になり得ない」とする主張を認めたものである。正に門前払いの判決で後味の悪い経過であった。

3　正義は無かった！

片山氏は「正義はなかった」とコメントしているが、泉佐野市、国、そして裁判所の逆に不正義を整理する。

1）泉佐野市は、総務大臣の 4 度に亘る技術的助言に多くの自治体が従っている中で、泉佐野市は「技術的助言」で法的拘束力がないとこれを無視した確信犯で、さら 2018 年度には、返礼品にアマゾンギフト券を加え返礼率を最高 7 割にして全国の寄付金総額の 1 割弱の高額な寄付金を集めた。集めた 497 億円は、市税の 2.38 倍であり、19 年度の泉佐野市の一般会計予算の 96%にあたる寄付金を集めたことは誰が見ても公序良俗に反している。

そして、特別交付税減額裁判である。寄付金が 497 億円あるので市の財政運営上の実質的被害はなく、むしろ収入は大幅増である。それも、他の自治体の税を寄付金という名目で奪った結果である。ふるさと納税制度から除外されたことに対する怒りは否定しないが、「毒を食らわば皿まで」的な対応は理解に苦しむ。「自治体としての矜持」があるならば、裁判など起こせる事柄ではない。

2） 国の不正義は、ふるさと納税が、肥大化し地方自治体の財政に許容を超える影響が出たにも関わらず有効な手立てを取らなかったことであり、その原因は菅に対する忖度である。国でふるさと納税の担当は、総務大臣高市早苗である。高市は総務大臣を 2014 年 9 月から 17 年 8 月まで 1066 日担い、総務大臣としての最長在任日数と 19 年 9 月から 20 年 9 月までを加えた 1438 日の最長通算日数を記録している。高市の総務大臣在任中に、菅は、2015(H15)4 月からふるさと納税のてこ入れのために、「寄付金控除額の上限を住民税の所得割の一割から 2 割に引上げると共にワンストップ特例制度」を導入した。これに真っ向反対したのが当時の総務省の自治税務局長平嶋彰英氏である。平嶋は高市総務大臣に断って、「高額所得者による返礼品目当てのふるさと納税は問題で法令上の規制をすべき」と反対をしたが、菅はこれを押切り、反対した平嶋を左遷した。ふるさと納税制度の導入に反対した河野栄自治税務局長に続く二人目の左遷である。(詳細は、2020 年 10 月の拙稿「天下の悪法ふるさと納税と菅政権に終止符を！」を参照)。

高市は担当大臣としてこの左遷人事を黙認したのである。そして、泥沼の裁判のきっかけとなった 19 年 10 月 3 日の会見である。新制度で除外された泉佐野市は 19 年 6 月に国地方係争処理委員会に審査を申出。同年 9 月、第三者機関である処理委員会は「新制度の開始前の状況を除外の直接の理由とすることは法律違反の恐れもある」として、総務大臣に除外を継続する場合は、別の理由を考えるよう 5 人の委員が全会一致で勧告をした。しかし総務省は、「過去の事実関係を判断の基準の 1 つとすること

は法律違反にあたらない」と勧告を無視して除外の継続を決めた。会見した高市は、「地方分権を守る観点に立った対応だった」と強調した。確かに、泉佐野市を何のおとがめも無く新制度への継続を認めることは、総務大臣通知を守った自治体が「正直者が馬鹿を見る」事となり、総務省として取れなかった要素があることは否定しない。しかし本質は、ふるさと納税が「菅マター」であり、菅に対する忖度から「除外継続」以外の選択肢は無かったことである。

さらに、2019(R 元)年 12 月、ふるさと納税の収入を、特別交付税の算定式における減額項目に加えた省令改正である。泉佐野市の市税の 2.38 倍の寄付は、地方交付税の不交付団体の収入を超える規模である。当然、地方交付税を取消や減額などの規制をし、その分を他の自治体に振替えることが、地方交付税制度の本来の趣旨である。にもかかわらず、総務省は、全体の地方交付税制度を見直すことなく、地方交付税総額のわずか 6%の特別交付税だけの省令改正を行った。明らかに菅への忖度であり、問題の本質を曖昧にして混乱させるだけだった。

高市早苗が総務大臣として「法律不訴求の原則」を理解し、国地方係争処理委員会の勧告をもっと冷静にもっと真摯に受け止めていたら事態は大きく変わっていたと思われる。

その後高市は、岸田政権で経済安全保障担当大臣になるが、23(R5)年 3 月 3 日の参議院予算委員会で立憲民主党の小西洋之議員から放送法が定める「政治的公平」の解釈を巡り安倍政権の圧力で法解釈が変更された総務省の内部文書を入手したと指摘された。これに対し当時総務大臣であった高市は「全くのねつ造文書だ」と述べ、「もしねつ造文書で無ければ大臣や議員を辞職すると言うことでいいのか」との問いに「結構だ」と応じた。総務省は四日後、78 枚は行政文書であると公表した。この内 4 枚は、高市大臣が解釈を巡って安倍総理大臣と電話で協議したと記載されていたが、翌日の参議院本会議で高市は「4 枚はねつ造されたもので議員辞職はしない」とし、その後も発言の撤回はしていない。

要は、菅が創った「ふるさと納税制度」そのものがそもそも無理筋の政策であり、制度の維持には高市のツッパリ強硬路線が不可欠であり、適任の役どころであった。3）そして裁判所の不正義である。第一に、そもそも税の移動ができないから寄付金控除に変えて税を移動するという詐欺的制度である「ふるさと納税制度」の正当性ついての司法としての判断が曖昧かつ肯定的である。例えば、「除外裁判」における宮崎裕子裁判長の補足意見では「ふるさと納税制度の創設当初から掲げられていた、寄付金であることを前提とする制度趣旨と**実質的に税であること**を前提とする制度趣旨

が、ともにバランスよく達成するために**不可欠と考えられる返礼品**の提供に係る調整の仕組みを初めて導入したものである」と述べているが、加熱した返礼品競争によって税の奪い合いをしているふるさと納税制度に対し、その正当性も「返礼品の割合は3割以下の地場産品とする」とする規制の合理性も、何故、返礼品が不可欠で法律改正で返礼品を規制すれば良いことになるのかの合理的説明は何らされていない。宮崎意見は、ふるさと納税の不合理さを隠蔽し何とか正当化せんとする論理である。

第二に、特別交付税裁判の判決では「ふるさと納税寄付金にかかる収入が一定額に及ぶことについて、地方団体間の公平を確保しその納得を得る観点から、これを特別交付税の減額要因となる事情とするか否かはふるさと納税制度の創設の経過、ふるさと納税の全体の規模などに照らせば、地方交付税制度の本質的事項についての政策決定であるといえるから、基本的には、**立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄**」と司法としての判断を回避した。

そして第三に、「そもそも寄付金収入を減額要因と定めていない」としたばかりか、市の財政運営の実態を分析することなく、「寄付金に係る収入が多額である地方団体にとって、特別交付税の大幅な減額をもたらし得るものであって当該地方団体に**重大な財政上の不利益**を生じさせうる」と認定している。これは算数の問題である。「前年度対比で4.4億円削減された」と裁判となったが、国は泉佐野市が、18(H30)年に497.53億円もの寄付金を集めたことから「地方団体間の公平を確保しその納得を得る観点から」省令を改正し、19(R元)年の12月と翌年3月の特別交付税を削減したのである。19(R元)年度で比べても、同年の泉佐野市の受入額は、指定を除外されていたが、わずか二ヶ月の寄付で184.97億円を集め受入額が3年連続全国一位である。これで「当該地方団体に重大な財政上の不利益を生じさせうる」とはとても言えない。木を見て森を見ぬ判決である。

第四に、地方財政法第二条は、地方財政運営の基本として「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反対し、国の財政若しくは**他の公共団体の財政に累を及ぼす行為**を行ってはならない」「国は地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自立性を損ない、又は**地方公共団体に負担を転嫁する**ような施策を行ってはならない」と規定している。国は、国地方係争処理委員会の中で自らふるさと納税制度を導入しながら、「泉佐野市の行為は地方財政法に反する」と天に唾する主張をした。明らかにふるさと納税制度は地方財政法に反しているが、二つの裁判で、地方財政法との整合性については司法としての判断が全く触れられていない。

4　裁判で何を求められていたのか？

この二つの裁判の結論は、指定除外裁判では、「過去の返礼品の提供の態様を持って､法律施行後もそれを続けると言えないから返礼品基準に適合しないと指定しないことは違法である」と法律不遡及の原則に沿った判決であった。特別交付税減額裁判においては、ふるさと納税を理由に減額できるかどうかは「立法者が政治的、政策的観点から判断すべき事柄」として総務相が判断する省令改正による減額は「地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なもの」と結論づけた。

しかし、総務大臣が、寄付金収入によって平均的な不交付団体を上回る財政力になった地方団体に、「何らかの規制を加えなければならない」と考えたのは当然のことである。要は、片山氏の言う「違法な手口」でなく、国会で法律改正をしろという結論であった。

確かに裁判は原告と被告の主張の争いである。しかし、原告や被告からの主張が無くとも、裁判所は俯瞰的な立場からの判断が求められる。

例えば、①ふるさと納税が官製「ウエブ通販」化して金持ちほど沢山な返礼品が確保し節税にもなる一方で非課税世帯は住民税を払っていないため参加できないという垂直的公平の問題。②寄付制度により、本来、地域の会費として地元の住民サービスの原資となるべき住民税が流出する地方税の本旨に反する制度設計。③地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均等を調整する財政調整機能と財源保障機能を持っているが、ふるさと納税の肥大化によって歪められ地方交付税の機能が毀損している実態。④具体的には、住民税の流失対し地方交付税の交付団体には75%補填されるが、何故不交付団体に補填がないのか。⑤その一方で、寄付金収入によって平均的な不交付団体を上回る財政力になった地方団体にも地方交付税が支給され続けているのは何故か。等々。

このように、無理筋のふるさと納税によって歪められた地方税制、地方財政、地方交付税制度の実態に対し、司法としての的確な判断が求められていたにも関わらず、判決は個別法令や省令の解釈ばかりの手続き論に終始している。これでは求められる三権分立とはいえない。

5　天国と地獄―これでいいのか地方交付税

上記の問題点をより具体的に検証する。

1）令和 7 年 9 月のふるさと納税の対象団体数は 47 都道府県と 1741 市町村、合計 1788 団体である。このうち令和 8 年度の地方交付税の不交付団体は、昨年度から 2 つ増え 87 団体であった。とりわけふるさと納税制度が肥大化するにつけ交付団体であるか否かで財政運営上で多大な影響を及ぼすものとなっている。
2）名古屋市は、R5 年までは交付団体であったが 6 と 7 年は不交付団体になり、8 年再び交付団体となった。

7 年度と 8 年度を対比すると、名古屋市の R7 年度のふるさと納税の受入額は、174.46 億円であり、R6 年度は 137.91 億円であった。一方、令和 8 年度課税における市町村民税の控除税額は 215.32 億円であり、7 年度は 198.36 億円であった。受入額は全国 5 位であると共に、控除額も全国 2 位と、いずれの年も順位は変わらずベストテン入りをしている珍しい団体である。

交付団体には、控除額の 75%が地方交付税で補填される。このため、ふるさと納税の財政に与える影響は、(受入額－控除額)＋地方交付税で求められる。8 年度は、(174.46－215.32)＋161.49＝120.63 億円である。161.49 は 75%の地方交付税補填額である。不交付団体である 7 年度は、地方交付金がないため（137.91－198.36）＝△60.45 億円である。その差は、実に 181.08 億円である。
2）控除額が全国一位と 75%補填後の実質一位である横浜市と川崎市を見てみる。人口は川崎市が 156.73 万人、横浜市が 375.78 万人で 2.4 倍 〔以降、川崎を前書き、横浜を(　)で表示し、川崎を 1 とした倍率を表示する〕。一般予算は、9,378 億円(20,993 億円)2.24 倍。市税収入は 4,272 億円(9,759 億円)2.28 倍。ふるさと納税による控除額 170.32 億円(373.30 億円)2.19 倍。7 年度の受入額は、43.6 億円(41.75 億円)0.95 倍である。財政規模は横浜市が約 2.2 倍である。上記方式でふるさと納税の影響を出すと、横浜市は、(41.75－373.30)＋279.97＝△51.58 億円。川崎市は、(43.6－170.32)=△126.72 億円になる。

川崎市は、令和 3 年度に一度交付団体になっている。地方交付税制度は、自治体の基準財政需要額から基準財政収入額を引いた財政不足額を普通交付税として交付している。勿論総務省は厳密に交付税の計算をしていると思うが、人口や税収の年度の違いによって交付、不交付の違いが出てくる。ふるさと納税の肥大化による影響は、市税が横浜市の半分以下の川崎市が 2.5 倍の負担を受ける結果となっているのである。
3）泉佐野市の令和 8 年度当初予算の市税の計上額は 222.14 億円である。7 年度の受入額は、それを上回って 230.39 億円を集め全国一位となった。しかし、基準財政収入額に寄付金収入を入れないため、当初予算案では、39.1 億円の地方交付税(普通･特

別)を計上しているのである。
4）全国 2 位の白糠町の受入額は 223.29 億円である。町の令和 8 年度当初予算額は 262.61 億円である。歳入は、町税 9.7 億円、寄付金 100 億円、基金の取崩である繰入金は 81.31 億円等で自主財源は 196.13 億円、自主財源率は 74.7%である。このように町税の 27 年分をふるさと納税で集めた町に地方交付税 38 億円交付されるのである。

受入額の多い自治体は、ほとんどがふるさと納税の収入を基金として積立て死蔵化し、事後に取り崩して行政サービスの充実に努めている。本来地方税は、その地域で使われるべき「会費」であり、その地域のその年の行政サービスの原資である。しかし実態は、「盗人に追銭」状態である。これで「法の前の平等」と言えるのだろうか。

6　自治体なのか商社なのか

泉佐野市が 6 年ぶりにふるさと納税の受入額で全国一位に返り咲いた。その秘訣は、自治体というよりも商社的才覚である。以前紹介したが「ふるさと納税 3.0」というシステムで、企業や個人事業主から新たな地場商品を創り出す提案を広く募集し、採択されれば、プロジェクトを立ち上げ、ふるさと納税を活用したクラウドファンテングで資金を調達し、目標額に到達すれば、市から補助金も出し、新たな産品を創り出す事業を開始し、できた地場産品を返礼品として寄付者に届けるというものである。熟成肉や海産品、ビールにお菓子に干し芋など様々なプロジェクトがある。例えば、クラフトビールの「よなよなエール」をご存じだろうか。長野県軽井沢町のヤッホーブルーイングの商品である。今年の 7 月 23 日、関西国際空港の対岸にある人工都市「りんくうタウン」に体験型のビール醸造所「よなよなビアライズ」が開業した。

泉佐野市は、市が直接建設資金を投資せず、クラウドファンテング型のふるさと納税を活用し、寄付金の一部を工場建設や土地貸借に係る補助金に充て企業誘致に成功したのである。市にとっては財政負担を抑えながら新しい産業基盤を創り出し、企業にとっては、初期投資の負担の軽減に繋がり、寄附者にとってはビールの返礼品を受け取りながら自分の節税になる。三方がウィンウィンで良い制度と言えるだろうか?

泉佐野市は、国策である関西国際空港への投資により、08(H20)年度決算で早期健全化団体となりふるさと納税を活用して財政再建を果たしてきた。市が公表している「財政状況の推移」から、H28 年～R7 年までの 10 年間の各項目の平均収入は市税 205.18 億円、ふるさと納税の受入額 171.33 億円、地方交付税 24.03 億円である。こ

の潤沢な財政状況により医療･福祉、子育て支援、防災対策、地域経済支援と様々な分野で充実させてきた。しかし、忘れてはならないことはその内実は、他の自治体からの税の「略奪」であり、潤沢なふるさと納税基金でもたらされた勝者だけの到達点である。その一方で、寄付した人の居住自治体では行政サービスのために使うべき住民税が減りサービスが縮小している事実。さらに、「返礼品は地場産品」という規制の逆手を取ってクラウドファンテングで寄付を集め地場商品を作り出すという泉佐野市の手法は、自治体としての矜持を捨てた節度なき括弧付「合法」手段である。

ちなみに、「ヤッホーブルーイング大阪醸造所よなよなビアライズ創造プロジェクト」は今年度も続けられているが、既に来年3月末までの目標額3億円を越える7.50億円を出稿日現在(10/20)で集めている。

7　菅元総理の引退で制度の改革は進むのか?

今年の1月17日、天下の愚策であるふるさと納税の創設者である菅義偉が、政界引退を表明した。これまで地方税制、地方財政、地方交付税制度に様々に問題があっても菅の剛腕と高市の突っ張りで維持してきた総務省の忖度路線は、改善されるのだろうか。

総務省は、仲介サイトの運営事業者の間でポイント還元を高める競争が過熱しているとして昨年10月から、ポイントを付与する仲介サイトの募集を禁止した。

26(R8)年度の税制改正では、①ふるさと納税の特例控除額は、個人住民税所得割額の20%であるが、「高額所得者ほど有利な制度になっている」という批判に応え、応能負担の観点を強めるとして年収1億円以上の高額所得者を対象に上限を設定した。27年1月1日の寄付から年収1億円以上の高額所得者は個人住民税所得割額の20%と定額上限193万円のいずれか低い額となる。②寄付金の多くを住民サービスや地域振興など自治体独自の事業に活用すべきだとして寄付金活用可能額の6割以上にする新ルールを設定すると共に使途の公表が義務づけられた。募集費用には、返礼品、送料、事務、広報、仲介サイトの手数料の全てが入る。これを今年の10月1日から来年の9月30日までを1年目として52.5→55→57.5→60%と4年かけて段階的導入する。③これまで20(R2)年7月の高知県奈半利町を始めとして9団体がふるさと納税の指定取消となったが、指定取消し期間を現行2年間から3年以内に延長する。等が行われた。

年収1億円の人は、438万円までふるさと納税で寄付ができ、所得税と住民税で

193 万円の節税になると言う改正である。返礼品が寄付額の 3 割までであるから 131.4 万円の返礼品と 193 万円の節税で 324.4 万円の利益となる。金持ち優遇税制に変わりはない。

この改正に加えて、ポータルサイト事業者への手数料にも手をつけた。総務省のよると昨年度のふるさと納税の寄付総額は約 1 兆 3314 億円である。仲介サイトを経由した寄付は、全体の 97.2%にあたる 1 兆 2947 億円に上った。そして、ネット上での広告やサイト掲載などの手数料として仲介サイトに支払われた金額は、11.5%に当たる 1490 億円だった。このため、**税制上の控除を利用して集められたふるさと納税の寄付**は、まさに公金であり、地方公共団体の住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきことは言うまでもない。そのために地方公共団体の区域外に流出するポータルサイト事業者への手数料などについては、できる限り縮減していく必要があるとして、総務省は 5 月 22 日、大手仲介サイトの事業者に対して「ふるさと納税として受け入れた寄付金は公金であることを踏まえ、地方自治体の費用負担の軽減が図られるよう速やかに手数料の引き下げに取り組むよう」要請文を手渡した。

仲介サイトの手数料は前から問題になっていたことであり、何故要請が今なのか、総務省の対応は遅すぎる。ここにも菅への忖度が見える。

なお、要請は 8 月末までに 20 社の事業者から回答があった。一律引下げは 1 社、自治体が独自に募集した場合などの条件付き引下げが 3 社、返礼品を伴わないなど対象を限って引下げが 2 社、方針未定・現状維持が 14 社であった。当時の林総務大臣は、「ほぼゼロ回答」と評していた。

8　地方財政はこのままでよいのか？

1）ふるさと納税は、地方自治体に地方税を奪い合う競争主義を持ち込み、勝組と負組を生み出し、地方交付税制度の財政調整機能と財源保障機能を危うくさせている。

同時に、地方税制そのものへの見直しが進行している。昨年 12 月 19 日に決定された令和 8 年度与党税制改正大綱では、「東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的な考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる必要がある」として「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲

与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。加えて、東京都が課税する特別区の土地にかかる固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得る」としている。この大綱は、昨年 12 月 26 日に閣議決定がされた。

2）これを受け、東京都と周辺３知事の攻防が始まった。時系列的に振り返る。

・1 月 22 日、高市・小池会談があり、少子化対策や首都防災などへの連携を強化するとして官房長官をトップとする国と都の協議会を設けることを確認し、4 月 10 日から協議が始まった。

・4 月 13 日、埼玉、千葉、神奈川の三知事は、「東京都は地方交付税の算定における財源超過額が過去最大となる約２兆円にまで拡大しており、その潤沢な財源を基に『0～2 歳児の第１子の保育園無償化』『水道基本料金の無償化』に加えて、『新たに 14 歳までの子供に１人当り１万１千円支給』など住民への給付施策を続々と打ち出し、周辺自治体との行政サービスの地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している」として、林総務大臣と片山財務大臣に対して税源の偏在是正を要望した。4 月 23 日には自民党の小野寺税制調査会長に対しも同様の要望を提出。

・4 月 20 日、都庁で小池、片山会談が行われ、小池知事は、「地方交付税制度を含め地方税財政制度のあり方を見直そう」「08(H20)年度から始まった偏在是正として都の税収分から地方に配分された約 12.6 兆円の効果の検証」を求めた。片山財務大臣からは「連携しながら今後も是非議論を深めたい」と応じた。

・5 月 26 日、１都９県の関東地方知事会の定例会が開催された。席上、地方税の収入をめぐり、埼玉、千葉、神奈川の３県の知事が東京都と他の道府県との格差が拡大しているとして、格差是正を求める発言があった。これに対して小池知事は、全国の地方税収が伸びているが自治体から財源不足の声が上がるのは「地方税制度の構造に問題がある」として時代に合った制度のあり方を検証していくべきと反論。

・6 月 29 日、３知事が木原官房長官に対して、4 月 13 日と同様の要望をするとともに、国と都の協議会の座長である木原長官に都が主張する「地方税財政制度全体のあり方」等の検証は、全国の地方自治体の財政運営や行政サービスに関わる内容であることに十分留意し協議会を適切に運営すること」と申し入れた。これに対し木原長官は、「地方税財政制度については広く地方の意見を聞く必要があり、東京都の意見だけで自治体全体に関わる税制を決めることはない」と応えた。

・7 月 22 日、全国知事会は、地方税収が、東京などの都市部に集中し、財政力や行政サービスの地域間格差生じているとして偏在是正を求める提言を林総務大臣、片山財務大臣、与党幹部に提出した。

3）東京都は 98(H10)年度決算で、都政史上最大の 1,068 億円の実質収支赤字を出した。11 年に石原都政となり「財政再建推進プラン」が策定され、12 年度から 15 年度末まで 4 年間、都職員の賃金カットが行われた。当時私は都労連で組織共闘部長としてこの闘いを担った。歳入局である主税局は、都税収入の「4 兆円確保」が絶対的命題であった。

時代は変わり、26(R8)年度東京都の一般会計当初予算は、9 兆 6,530 億円である。特別会計と公営企業会計を加えると 18.68 兆円となりスイス一国の国家予算 17.2 兆円を上回っている。都税収入は、7 兆 3,856 億円である。税収額が全国 2 位の大阪市は、1 兆 7,001 億円で東京は 4.34 倍である。隣接する神奈川は 1 兆 5,254 億円、千葉は 1 兆 0283 億円、埼玉は 9052 億円である。東京都は不交付団体で地方交付税は出ていないが、昨年度の地方交付税の実績では神奈川は 1253 億円、千葉は 2354 億円、埼玉は 2815 億円出ている。地方交付税を加えても一番少ない埼玉県と比べると東京の税収は 5.85 倍である。

原因は、大法人の本店が東京に集中し、ネット販売など東京以外での経済活動でも東京に税金が落ちるなど法人二税の東京集中である。東京の税収の中に占める法人二税は、36.7%の 2 兆 7126 億円である。他都市の法人二税は、大阪 35.1%の 5965 億円、愛知 32.8%の 4314 億円、神奈川 25.9%の 3954 億円、埼玉 23.4%の 2121 億円、千葉 20.0%の 2061 億円である。

4）昨年 11 月 19 日、高市首相と小池知事が、初めて会談した。冒頭小池知事は、「ぐっとニュースを持ってきました」と切り出し、昨年上半期の都の出生数が 10 年ぶりにプラスに転じたことを説明。首相は、「都は出生も子育ても切れ目なく応援していく体制ができているのですごい」と応じ、「政府としても女性の健康支援に力を入れていく」として、都にも協力を呼びかけた、と報じられている。これは「018 サポート給付金」を指している。これは、令和 5 年 9 月 1 日からスタートした制度で、0 歳から 18 歳までの都内在住の子供 1 人当り月額 5 千円年間 6 万円を所得制限なし人数制限なしで支給するものである。

一方、埼玉県では 23 年 10 月から 1 年間で、県内 10 市から転職した保育士の内 22%が都内の転職先を選んでいる。都が保育士の給与に補助を出した影響と思われる。千葉の熊谷知事も「保育、介護、医療などの分野で各県が予算を注いで育てた人

材を東京都が吸い上げていくような構図だ」と不満を述べている。

このように財政力や行政サービスの地域間格差の拡大が、人と金の東京一極集中を加速している。昨年の国勢調査の速報値で日本の総人口は、前回調査の 2020 年と比べて約 309 万人が減った一方で、東京都の人口は、約 19 万 9000 人増えて 1424 万 6000 人となり統計開始以降最多の数を更新した。

地方税制の理念をねじ曲げ、地方交付税制度を変質させ、肥大化したふるさと納税の実態からも「地方税財政のあり方を構造から変えていくべき」と言う小池知事の主張には賛同するものであるが、東京の為政者として住民の要求に応えていくことは当然としても、正に「節度と品位と近隣自治体との調和が」求められているのではなかろうか。

9　所得制限なき給付は公平なのか?

1）いま、消費税の 1%への引下げを巡って、「給付付税額控除」が話題となっている。これは、消費税が「国民から広く薄く負担してもらう」としているが、食料品のように生活必需品に対して軽減税率を設定しても、所得の低い人ほど収入に占める税負担の割合が重くなるという消費税の逆進性は消えない。このため外国では、子育て支援、就労支援、社会保障の負担軽減のために給付付税額控除が導入されている。

税金の控除には、税率をかける前の課税対象所得額を減らす所得控除と計算した税額から直接減らす税額控除がある。例えば、10 万円の税額控除ならば、所得税が 15 万円の人は 10 万円控除されて 5 万円になる。10 万円の人は、差引きゼロとなる。5 万円の人は、所得税はゼロとなり、5 万円が「給付金」として現金で支給される。非課税世帯のような所得税がゼロの人には、10 万円が現金で支給される。このように税額控除と現金給付を組み合わせることによって、納税額の多寡に関わらず全ての対象者に公平に支援する制度である。物価が高騰している現在、早急な実施が求められている。

2）逆に高校授業料無償化について考える。今年の 4 月から施行される。内容は、①これまで年収 910 万円の所得制限があったが制限を撤廃し、公立校には年 11 万 8000 円、私立校には全国の私立校の平均授業料である 45 万 7200 円を上限とし支援。③保護者が申請後、学校設置者が代理受領し、授業料に充当。④入学金、施設整備費、教科書･教材費、制服代、修学旅行費、通学費などは対象外。④負担は、国立高校は国が全額。公私立高校は、都道府県が 1/4 負担とする。等である。

この制度は、教育の機会均等を実現するために「高等学校等就学支援金制度」として2010年4月から創設されたものである。その後、何度か所得制限額や支給額の引上げで充実されてきたが、24年から東京、大阪の所得制限撤廃を経て、25年12月18日の自民党・公明党・維新の三党合意に基づいて所得制限が撤廃されたものである。

しかし、何故所得制限が撤廃されるのか全く疑問である。所得に高い人は、累進課税で税金を多く負担しているが、自己負担能力がある人である。昨年までは年収910万円の所得制限があったが、920万になったため対象にならない人が不公平感を持つことは理解できるが、それは制限額を引上げることで解消できるはずである。問題は、いくらなら妥当であるかであるが、要は、限られた財源(税金)の中で経済的支援が必要な人に優先的に公共サービスを提供して社会的公平を確保するのが政治に求められているところであり、責任である。同時に、潤沢な資金(税金)がある自治体になればなるほど節度と品位が求められている。

3）読売新聞は、今春の公立高校の受験率を47都道府県の教育委員会の公表資料を基に平均志望倍率を調査した。それによると、全体の7割にあたる33道府県で平均志願倍率が1倍を下回り「公立離れ」が進んでいる。1.0倍以上は、14都府県で東京の1.25倍が最も高かった。0.8倍未満が5県あり、山形の0.68倍が最も低かった。

無償化を24年から進めた東京都の昨年の全日制の倍率は1.29倍で平成6年度以降最低を記録した。段階的に無償化を進めた大阪府でも、昨春の高校入試では、私立志望が初めて3割を超す一方で公立志望は平成28年以降最低になり、公立全日制145校の内70校が定員割れをした。

高校授業料の無償化問題は、「全ての子どもに等しく教育のチャンスを」として導入されてきたが、様々な危惧が指摘されている。①高所得の家庭では、授業料が減った分を塾や家庭教師代に充て、低所得者層の家庭との新たな教育格差が生まれている。②公立と私立を比べ、良質な教育環境、設備、進学実績などから私立校への選択が多くなり、少子化が進む中で公立校の定員割れ、統廃合、縮小劣化が予想される。③公立の国数英理社の5科目受験から、私立の国数英の3科目受験となり、入試に必須でない科目を勉強しなくなれば、教育の全体の質が下がりかねない。

教育の機会均等という政策目的に所得制限の撤廃は合致しているのか。悪しき公平論で歪められている。そして、それを可能としているのが潤沢な財源(税金)にあることを真摯に振り返らなければならない。

4)「所得制限なき給付」というテーマと離れるが、公教育での不適切な事例として、町田市の友人から資料提供のあったガバメントクラウドファンディング（以下GCF

と略）を取り上げる。GCF は、泉佐野市の項でも取り上げたが、自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を集める仕組みで、税金の控除が受けられるふるさと納税とクラウドファンディング組み合わせにより幅広い用途で資金調達がされている。町田市では昨年、「子どもたちに、より良い学びの環境を提供したい！学びの未来デザインプロジェクト」目標額 300 万円、募集期間 25 年 10 月 2 日から 12 月 25 日、事業の目的は、「より充実した事業や部活動を行うため、楽器や体育用品等の購入」「特別な体験が得られる学習機会創出のため、専門家などの外部講師が行う授業等の実施」「保護者の経済的負担軽減のため、学校が算数セットなどの教材を購入」があげられている。町田市作成のポスターが各学校で掲示され、保護者へは URL を記載した紹介文書が添付資料とともに各学校から保護者の登録アドレスに送信された。町田市のホームページには、寄付募集期間中、寄付金額と達成率、支援人数が日々更新され、最終的に寄付総額は、316 万 6 千円、達成率 105.5%、支援人数 108 人で終了と発表されている

いくつかの問題がある。①GCF はふるさと納税をベースにしているから、住民税の控除問題を避けられない。町田市民で寄付した人は、寄付額から 2 千円を引いた額が翌年の住民税から控除される。当然、町田市の住民税はその分減る。寄付しない市民は、その分の行政サービスが低下する事を甘受せざるを得ない。②寄附者が、町田市以外の人であったら寄附者の居住自治体の行政サービスがその分減る。町田市の教育長はホームページで、市の教育目標は「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」と述べているが、この制度の矛盾を教育の場でどう生徒に教えるのか。また、その矛盾を伏せて寄付のお願いをすることは許されるのか。③予算を含めた教育環境の整備は、教育委員会の本来業務であり、保護者や教員や卒業生に負担させるものではない。④ましてや、「町田市立小・中学校の全体を対象にした寄付」ならまだしも「お世話になった母校など特定の学校を指定しての寄付」の二本立てになっている。その結果、学校により寄付額の違いが生まれてくる。この格差は、あって良いのか、教育の機会均等の理念に反していまいか。⑤教育環境が寄付金によって改善されるならば、管理職、教職員、PTA や同窓会まで巻き込んだ寄付金獲得競争になるのは必至である。

いずれにせよ、教育の場は、ある意味で、競争主義と通信簿に象徴される数値管理の世界とも言える。しかし、寄付金獲得競争みたいな不健全で過度な競争主義、数値管理は排除してほしいものである。

10　高市早苗の悲願

1）8 月 5 日政府は、食料品にかかる消費税を 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 にまでの二年間現在の 8%から 1%に引下げる基本方針を閣議決定した。この決定過程に「一強」高市早苗の数を頼りにした強権政治の手法を象徴的に示している。時系列的に振り返ってみる。

2）①昨年 5 月の自民党税制調査会で高市は、「国の品位として、食料品の消費税は 0%にすべき」と力説。②昨年 10 月 20 日の自民、維新の連立政権合意書には、「食料品については、2 年間に限り消費税の対象としないことも視野に**法制化につき検討を行う**」と確認。③首相就任後の国会審議では、麻生や財務省の財政規律派の反発を恐れ、「レジ改修に 1 年以上かかる」と持論を封印し消極的対応に終始。④2 月の衆議院選挙を前にしてチームみらいを除く主要 10 党全てが消費税の減税や廃止を掲げ、選挙直前に結成された中道改革連合が恒久的な食料品ゼロを掲げたことに危機意識を持って、1 月 19 日の解散会見で「消費税減税は私の悲願」と発言。⑤自民党の衆議院選挙公約は、「食料品を 2 年間消費税の課税対象にしない**検討を加速させる**」として衆議院選挙の争点外しを狙うと共に減税を回避する余地を残した。⑥2 月 26 日、消費減税と給付付税額控除の制度設計を議題とする「社会保障国民会議」の初会合、野党はチームみらいだけの参加であったが、その後国民民主、中道改革連合、立憲民主、公明、日本保守の 5 党が参加した。⑦7 月 29 日、国民会議はそれまで有識者会議 7 回、実務者会議 22 回開会されたが、具体策の一致に至らず複数意見を併記する形で「中間とりまとめ」となった。⑧7 月 30 日、自民党臨時役員会が開かれ高市総裁から「食料品の税率を 1%にする案で国民の理解を得ていきたい。党内をまとめていただきたい」との要請を確認。⑨7 月 31 日、自民党の税制調査会と社会保障制度調査会の合同会議が招集された。会議後、小野寺五典税制調査会会長は、「税率 1%引下げに反対論が 6 割を占めた」と記者会見。⑩8 月 3 日、自民党の合同会議が再開され、2 月に当選した高市チルドレンが大量動員され 75 名発言し、賛成 65 人、反対 9 人、中立 1 人で、小野寺税調会長に一任を確認。⑪8 月 5 日、基本方針を閣議決定。

3）合同会議での賛成論は、「首相が決断したのだから」「衆議院選挙の公約の責任を果たす」「衆議院選挙で掲げた公約である。減税しなければ自民党の信頼は地に落ちる」などである。反対論は、自民党の税制調査会非公式幹部会合(インナー)を辞任した小渕優子「1%案に大変な懸念を持っている。大事な社会保障財源をどうやって 2 年後も戻していくのか。そのツケが次世代に回されることになる」、河野太郎「財源の

めどが立っていない。選挙公約は検討加速である」、税制調査会の副会長である古川禎久元法相「財源の見通しもないまま決定すれば、市場の信認を失い国民生活に甚大な悪影響を及ぼす」、稲田朋美「総裁が言っているからやるというのは自民党らしくない」、この他にも中谷元、西田昌司等のメンバーが反対論を展開している。

その原因は、高市のトップダウンの党内運営にある。2 月の衆議院選挙の結果、衆議院定数 465 のうち自民党は単独で 3 分の 2 を超す 316 議席を確保し、維新の 36 を加えれば 352 名である。この選挙結果と高い支持率を背景に、好き勝手のやり放題である。河野のテレビでの説明によれば、選挙公約ですら党内で十分議論がされていないし総務部会での党内手続きがなされていないと言う。

また、これまでの自民党の税制に関する政策決定は、各業界団体や省庁の要望を受け、部会で議論し、税制調査会で調整し、インナーで方向を固め、大綱としてまとめるプロセスを経るそうである。今回はトップダウンであるが故に稲田の反対論が出てくることになる。

4）問題は、財源問題である。社会保障国民会議の「中間とりまとめ」でも「財源確保の具体策については、**市場の信認**を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、例えば、補助金・租税特別措置の見直しなどあらゆる見直しを通じて恒久財源を確保すること」としている。

今回の 1%の消費税引下げにより、国は年 4.4 兆円、地方は年 1.6 兆円税収減となる。8 月 5 日、「給付付税額控除」の制度導入の基本方針が閣議決定されたことを受けて、全国知事会・全国市長会・全国町村会は、「消費税が社会保障制度の基盤であり、その税収の約 4 割は地方税財源として、医療、介護、子ども・子育て支援などを支える重要な財源になっている。地方の減収に対して必要な財源を確実に措置する」事を国に求めた共同声明を発表した。国は、同日閣議決定した消費税引下げに関する基本方針で「地方財政運営に支障が生じないように適切に対応する」と明記し、地方の減収分を地方特例交付金で補う予定である。

5）しかし、地方は安心かと言えばそうではない。高市の進める「責任ある積極財政」である。その内容は、支出にあたっては財政状況の健全化にも配慮するが、支出の抑制による財政赤字の再建よりも、戦略的な財政出動による経済の底上げと成長力の強化を通じて税収を増やし、その結果で財政を健全化するというものである。

この方針に基づいて、民間投資を引き出すために政府予算の予見可能性を確保する観点から予算の作り方を根本から改め、令和 9(2027)年度を「責任ある積極財政元年」と位置づける。AI・半導体、デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信、量子、防

衛産業、航空･宇宙、造船、重要鉱物･部素材、合成生物学･バイオ、創薬･先進医療など 17 の戦略分野における官民投資の促進を目的に、通常歳出と別に「『強く豊かな日本』投資枠」を設けている。そのために、これまで歳出抑制の手段として使われてきた枠組みであるシーリングが撤廃された。

8 月 31 日に各省の概算要求が締めきられた。財務省は 9 月 4 日、一般会計の要求総額は 143 兆 656 億円、前年比で 20 兆円増と発表した。中には事業名だけで金額は年末に出すものも含まれており､総額はさらに上振れすると思われる。さらに、秋には、安全保障関連 3 文書の改訂が行われるが、NATO 並みの GDP 比 3.5%なら、最終的に年 13 兆円程度の追加財源が必要と言われている。

6）さらに、トランプが始めたイラン戦争はホルムズ海峡の閉鎖を生み、代替ルートと言われた紅海ルートのバブエルマンデブ海峡もイエメンの新イラン武装組織｢フーシ派｣が支配権を拡大し通行が困難となった。政府は、米国からの輸入を拡大しているが、原油価格は高止まりする中で中東以外からの原油の確保も難しくなっている。

こうした中で、政府は高物価対策として 2022 年からガソリン価格抑制のための補助金を支出していたが、昨年 12 月で終了し、今年の 3 月から復活をした。その内容は、レギュラーガソリンの店頭価格を 1 ﾘｯﾄﾙあたり 170 円程度に抑えるもので、経済産業省によれば、緊急的激変緩和措置として 1 兆 1600 億円を確保したが、7 月末時点で 8 割を消化し、今年度の補正予算の中東情勢等対応予備費 2 兆 5000 億円から 6136 億円を 9 月 1 日基金に積み増しを行った。次年度も同じように補助金が継続するのかどうか問われている。

6）加えて、長期金利の引上げである。9 月 1 日、長期金利の指標となる 10 年国債の利回りが 3%を超えた。実に、1996 年 9 月以来 30 年ぶりの水準である。その原因は、責任ある積極財政による財政膨張に対する市場の不安と不信、米国のベッセント財務長官の「日本はリフレ(金融緩和)政策を止めるべきだ」とする外圧、日銀の政策金利の引上げ予測などが考えられる。事実日銀は、9 月 17，18 日に開かれた金融政策決定会合で、6 月に 1.00%にあげたばかりの政策金利を 1.25%に引上げた。

長期金利 3%超の結果、直接には、国債の利払い費が膨らむ。財務省の発表によるとわが国の国債発行残高は 2026 年度末で 1145 兆円に上ると見込まれている。

素人の私には経済の先行きは分からないが、長期金利が上がると、私達の住宅ローンに影響するばかりでなく､国内の機関投資家のお金が海外資産投資のリスクを回避して国内に戻り、その結果円高をもたらし、輸出産業を中心に企業業績が悪化し、最悪のケースでは、株安、円安、債券安のトリプル安の懸念を指摘する専門家も見受け

られる。

政府は、社会保障国民会議の「中間とりまとめ」で「財源確保の具体策については、**市場の信認**を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、例えば、補助金・租税特別措置の見直しなどあらゆる見直しを通じて恒久財源を確保すること」としているが、今年の国の一般会計予算は、122.3 兆円、補正予算が 3.1 兆円合計 125.4 兆円である。しかし、見てきたように、来年の予算の歳出が膨らむことは容易にうかがえる。全てが公債に頼らずにできないことは事実だが、公債は歳出の全てを実現させるために歳入の一部として計上されるだけである。しかし、消費税引下げの財源は、恒久財源として明確にさせなければならない。

7）いずれにせよ、最大のポイントは政府が財政規律に配慮する姿勢も示し、市場の信認を得ることである。そのための一つが「クールジャパン」の総括である。経済産業省は、来年の概算要求でアニメや漫画の海外事業に 1651 億円を要求した。しかし、経済産業省が主導して官民ファンド「クールジャパン機構」に 2024 年末まで累計 1300 億円超を投資して、漫画・アニメ・ゲーム、映画、音楽、伝統文化、観光などの海外展開や農林水産物・食品の輸出、訪日外国人旅行者の拡大などを推進してきたが累積損失が 540 億円に達している。原因は、外務省や財務省など多くの省庁や民間の出身の混成部隊で責任の所在の曖昧となり、投資判断の甘さや撤退判断、損失処理、事業評価の遅れなどあげられている。2024 年に内閣府が「新たなクールジャパン政策」をまとめ、2026 年から統合廃止が行われているが、その総括を明確にすべきである。

11　高市早苗の強引かつ傲慢な政治手法

高市は安倍元総理を政治の師と言っているが私には、安倍一強体制を官房長官として支えた菅義偉の政治手法を学習し、その再来に見える。さらに 2 月衆議院選挙での圧勝も加わり「強者には媚びを売り、弱者には有無を言わさず、味方には寛大で、従わなければ排除する」ものである。「目力」があり、衣の下の鎧を隠す微笑みは時に威圧的である。

例えば、①7 月 25 日に閉会した特別国会での衆参両院の予算委員会の出席時間は、33 時間であった。2025 年通常国会の石破首相の 90 時間 6 分や、24 年の岸田首相の 73 時間 46 分に比べ大幅に少ない。かつ、予算審議にあたっては、審議日程の設定など与野党合意によらぬ委員長職権が連発された。②25 年 10 月 21 日の就任会

見から 26 年 9 月 17 日までの正式な記者会見は、わずか 6 回で 55 人の質問者であったが、フリーランス記者は 1 名も指名されず、外国メディア、ネットメディアも少数にとどまり実際の指名には偏りが見られた。5 月 25 日の会見は、中東情勢に起因する燃料費高騰に対策などの補正予算であったが、外国人は閉め出され、質問も全社で 1 度に制限される「一方的」なものだった。③消費税減税に否定的であった財務省の将来の次官候補と言われていた市松旬主計局次長が 8 月の人事異動で東京税関長に左遷。④骨太方針など高市内閣の経済政策を担当する内閣府では、8 月幹部異動で財務省出身の事務次官の退任に伴う後任に旧経済企画庁出身者を起用。次期次官を狙う内閣府審議官に経済産業省出身者を抜擢。さらに骨太方針の中核を担う経済社会システム担当の政策統括官も経産省出身者を起用するなど「財務省外し」を推進。⑤高市は「参議院役員の人事権は私にはない」とうそぶいているが、2 月選挙で審議日程を大幅に縮小しておきながら予算の年度内成立ができなかった参議院幹事長の石井準一の交代を忖度させた。⑥政権基盤の安定を求めて旧安倍派の取り込みを策し、9 月の内閣改造では、裏金議員を大臣に 2 人、副大臣・政務官に 10 人を登用。⑦とりわけ簗農相は 1746 万円の不記載で党の役職停止 6 ヶ月の処分を受け、24 年 10 月の選挙ではわずか 178 票差で辛勝し、高市旋風で自民党が圧勝した今年 2 月の選挙では、自民党公認で落選し比例代表で復活したが「禊が済んだ」とは言えるものではない。⑧簗は大臣就任後に前回選挙で不支持の 2 地元自治体への予算の大幅カットのスキャンダルを起こしたが更迭を躊躇。⑨国会答弁を最小限にするために国対委員長に元官房副長官村井英樹を抜擢した。その村井は早速 9 月 23 日、X に高市首相の予算委員会を始めとする各委員会への出席を「原則不要」とする民間シンクタンクの国会改革の提言を紹介する記事を投稿等々。

12　国際刑事裁判所(ICC)問題

そして最大の問題は、国際刑事裁判所(ICC)の赤根智子所長が、米トランプ政権から制裁対象にされた対応である。8 月 19 日、見解を求められた高市首相は、「大変残念に思っています。これからも米国を含む関係国と意思疎通を継続しながら対応して参ります」とトランプに配慮した対応であった。これに対し、「人権外交を超党派で考える議員連盟」の共同代表である中谷元・前防衛大臣は、24 日「『残念』は感想であって、意志ではない」として議員連盟の「緊急非難声明」でアメリカ政府に対して直接、措置の撤回を申し入れることを政府に要請した。政府に対する批判と赤根氏に対

する支援が拡大する中で、26 日に赤根氏の日本記者クラブ主催のオンライン会見が報じられるや 25 日、高市は「今回の措置は日本の立場と相容れるものではなく、大変深刻に受け止めています」と見解を修正した。しかし、日米会談においては、「ICC 問題も率直なやりとりをした」と報じられているが、9 月 24 日の国連演説では「戦後日本は平和国家としていかなる解決においても法の支配を重視してきました。それは、ICJ、ICC 等様々な国際裁判所を一貫して支持し、判事も排出していることにも表れている」と演説したが、赤根所長への制裁に対する抗議も撤回要求もしなかった。今後は、茂木外相とルビオ国務長官が引続き協議するとしているが、これはトランプに対する忖度そのものとしか言い様がない。

そのトランプは、ノーベル平和賞を露骨に希望していたが 10 月 9 日、ノーベル賞委員会は、元 ICC 判事のナバネセム・ピレイ氏を選考した。これに反発したのか、同日トランプ政権は、ルビオ国務長官が「ICC の資金源を断ち、活動能力を低下させる」と発表した。制裁は、米国内にある ICC の資産を凍結し、米国企業と ICC の取引を原則禁止。米国と取引のある世界中の金融機関が ICC との取引に二の足を踏むことで資金調達を断つもくろみである。全面的な制裁発動には 180 日間の猶予期間を設け、ICC 加盟国に対応を求めている。

これに対し、日英独仏、カナダ、デンマーク、イタリア、オランダの 8 カ国の外相共同声明、欧州連合(EU)、国連のグテレス事務総長など国際社会は反発している。

ICC は、現在 125 カ国が加盟している。ICC の締結国会議の議長団(日本を含む 21 カ国)は、「前例のない威圧的な措置の拡大は、裁判所およびその職員の独立した司法機能を妨害しようとする遺憾な試みである。直ちに撤回するよう求める」声明を発表した。

ICC の赤根所長は、「制裁は、国際秩序に対する攻撃だ。断固拒絶する」と避難し、「私たちは『力が正義』となる世界か、法の支配に基づき被害者が正義を求めることのできる未来かの選択にかかっている。今日下す選択は、歴史によって審判されることになる」「決してひるむことはない」と述べ、ICC の活動継続に強い決意のビデオ声明を発表した。

高市首相もさすがに、「わが国は国際社会における法の支配を一貫して重視し、ICC を支持している。今回の措置は日本の立場と相いれるものではなく、深く懸念している」と X に投稿した。

13　マスコミ

1）9 月 23 日のトランプ大統領の国連演説で、ICC 問題について「ならず者機関」「邪悪な集団」と罵り、ICC 加盟国に脱退の呼びかけを行った。その理由は、トランプ自身が 1 月のベネズエラからの大統領拉致問題、2 月のイスラエルと共に始めたイラン攻撃に対して戦争犯罪人としてロシアのプーチン、イスラエルのネタニアフに続いて訴追されることに対する先制攻撃であることは明確である。今問われているのは、赤根所長制裁問題に限らず、正に高市が言う「法の支配でなく、力による現状変更に反対する」日本の立場をどう貫くのかである。

2）そんなクレージーな米国でも救いがあった。トランプは、CNN を始めメディア 3 社に対しフェイクニュースを理由にホワイトハウスの取材を禁止した。メディア 3 社はワシントンの連邦地方裁判所に提訴し、裁判所は 9 月 23 日、取材禁止の一時差し止めを命じた。同時に、これに抗議した保守系の FOX ニュースを始め主要 5 社は幹事社が代表取材する「プール取材」を取りやめた。その結果、米中首脳会談や歓迎行事の中継は米国のメディアは中継せず、日本では中国の国営テレビが配信する映像を見ることになった。米国のマスコミの報道の自由を守る闘いは励まされるものがある。

3）翻ってわが国のマスコミである。高市は、マスコミに対する政治的公平を根拠に登録取消による恫喝の成功経験をしている。具体的には、2016(H28）年 2 月の衆議院予算委員会で、総務大臣であった高市は、「憲法 9 条改正に反対する内容を相当な時間にわたって放送した場合、電波停止になる可能性があるか」との質問に対して、「放送局が政治的公平を欠く放送を繰り返し、行政指導しても全く改善されない場合、それに対し何の対応をしないと約束するわけにはいかない」と述べ、政府が放送法 4 条違反を理由に電波法 76 条に基づいて電波停止を命じる可能性に言及した。

放送法 4 条は、「政治的公平」を挙げているが、その目的は、第一条二号で「放送の不偏不党、真実及び**自律を保障**することによって、放送による表現の自由を確保する」と定めている。1950 年の放送法制定時にも当時の政府は国会で「放送番組については、放送法 1 条に放送による表現の自由を根本原則として掲げており、政府は放送番組に対する検閲、監督などは一切行わない」と説明している。また憲法 21 条 1 項は、「表現の自由」を規定し、国民の「知る権利」及び報道機関の「報道の自由」も表現の自由の具体的権利として認められるものである。憲法 21 条 2 項は、検閲の禁止を定めているが、これは政府機関によるいわゆる表現物発表前の「検閲」を絶対的に禁じるのみならず、その趣旨から、表現内容に対する規制を行わないことを定めたものである。従って、憲法で定められた表現の自由および放送法 1 条に定められた放送法の目的及び

放送法全体の趣旨からすれば、放送法4条が放送内容への規制・制限法規範になるものでなく、放送事業者の自律性における倫理規定にすぎないことは明らかである。然るに、政府が放送法4条の「政治的に公平」に依拠しそれが放送事業者に対する規制・制限法規範であると解釈して、行政指導の根拠とすることは許されず、さらに違反の場合の罰則として電波法76条による電波停止にまで言及することは、憲法及び放送法の誤った解釈であり許されるものではない。(詳細は、2016(H28)年2月16日の東京弁護士会の「高市総務大臣の『放送法違反による電波停止命令を是認する発言』に抗議し、その撤回を求めると共に、政府に対し報道・表現の自由への干渉・介入を行わないよう求める声明」を参照)

この件が安倍総理と高市大臣との協議による解釈変更であるのとする総務省の内部文書の入手による23(R5)年3月の参議院予算委員会の小西洋之議員の追求になったのである。しかし、実際のその後のわが国のマスコミの実態は、選挙の都度「政治的公平」が話題となり、危惧された「報道の萎縮」に効果があったと言わざるを得ない実態である。

4)フランスのパリに本部を置く国際ジャーナリスト団体「国境なき記者団」(RSF)は4月30日、世界180の国と地域を対象に調査した「報道の自由度ランキング」2026年版を発表した。RSFの「報道の自由」の定義は、「ジャーナリストが政治・経済・法律・社会から干渉を受けず、身体的・精神的な安全を脅かされることなく、公共の利益のために情報を選択、政策、発信ができること」としている。今年は、平均スコアが100点満点中54.3点と2002年の調査開始以降最も低くなり、「良好(85〜)」「概ね良好(70〜)」「問題あり(55〜)」「困難(40〜)」「非常に深刻(0〜)」の5段階評価で「非常に深刻」、「困難」に分類された国は94と初めて半数を超え、報道の自由度は悪化の一途をたどっている。国別に見ると10年連続で一位となったノルウェーは、報道の自由を保障する法的な枠組みや公共放送が強固で、政治的干渉が少ない点が評価された。米国は、「トランプ大統領が報道機関に対する度重なる攻撃を組織的な政策に変えた」として前年順位を7つ下げ「問題あり」のグループの64位で、G7では最下位となった。日本は、「特定秘密保護法がジャーナリストの活動を阻害し続け、編集の独立性を守るための安全策が不十分だ」「政府からの介入や政府の記者会見での人数制限、記者クラブの閉鎖性」等が指摘され前年順位で4つ上昇したが62位であった。トランプの横暴でG7の最下位は免れたが、日米で最下位争いをしている。

5)二月の衆議院選挙で「私の大事な簗ちゃん、私の知恵袋簗ちゃん、いなくなったら大変」と応援した高市は、簗和生を農林水産大臣に登用した。しかし、選挙で支持し

なかった地元の二つの市町村の「道路予算を大幅にカットした」疑惑が発覚した。

「大臣になる前の一国会議員の活動についてはコメントを差控える」と念仏のごとく繰返していた簗は、国会開催日に、ようやく「道路予算の削減には関与していない」「自分の力で削減させたかのような発言は不適切であり、自分の不徳といたすところであり深く反省している」と発言の撤回と謝罪の会見をした。

任命責任を問われた高市首相は、「農水相発言は不適切と考え、厳しく注意した。政治家の発言についてはまず本人が適切に説明することが重要だ。しっかり説明した上で襟を正して職責を全うして欲しい。とにかく働いて仕事で返せ」と更迭しない方針であった。しかし、連休を挟んで 13 日になるや豹変した。道路予算削減については「**本当にダサい**と思います」。シャトルバスでの支援者送迎問題については「仮に違法性があるようなら**躊躇しない**」。14 日の共産党議員の「簗農相は、大臣どころか議員の資格がないとの認識はあるか」との追求に「地元での発言は、政治家として**みっともない**。皆様の納得をいただけない説明しかできない現状が残念でなりません」と酷評している。これは明らかに更迭予定の答弁である。高市の狙いは、「国土交通省の調査で道路予算の削減に簗議員の関与は無かったし影響を受けたものではないこととし、シャトルバス問題が公職選挙法に抵触する可能性があることからあくまで本人意志で辞任させる」同時に、簗を「本来は大臣として十分な能力を兼ね備えた人」と評価しつつも「内閣総理大臣として国会審議、農林水産行政に集中できない状況が続くことは看過できない」として辞表を受け入れることである。「泣いて馬謖を斬る」式のダサい更迭劇であった。

しかし今回の疑惑の本質は、選挙結果によって**不利益誘導**することは、大臣としてばかりか国会議員としての資質に関わる問題であり、仮に関与が無かったとしても発言は、許される問題ではない。発覚後に直ちに更迭すべき事柄であったが、更迭には 2 週間もかかった。それも乗り切れると判断する高市一強のなせるものである。

6）利益誘導で気になるのは沖縄の振興予算である。沖縄では、9 月 13 日の知事選挙で古謝玄太氏が初当選をした。自民党の支持した古謝氏が普天間基地の名護市辺野古への移転を容認する立場を踏まえ「来年度予算の概算要求で 2897 億円だったものを上積みし 3000 億超に増やす方向で調整に入った」と 14 日、関係者が明らかにしたと共同通信が配信している。

沖縄では「辺野古基地を造らせないオール沖縄会議(略称オール沖縄)」が保守革新を越えて 2014(H26)年結成されて、保守の那覇市長であった翁長雄志氏が当選した。その後、玉城デニー氏が二期あったので 12 年ぶりの保守県政の復活である。沖縄振

興予算の経過は露骨である。保守の仲井真弘多時代 14(H26）年の 3501 億円をピークに翁長知事時代には、3340､3350､3150､3010 億円。第一期玉城知事は、3010、3010､3010､2684 億円。第二期玉城知事は、2679､2678､2642､2647 億円である。これは甚だしい不利益誘導ではないのか。

議員個人の不利益誘導は追求するが、政府の不利益誘導には事実を垂れ流すのみである。政府の巨悪には逆らえないのがわが国のマスコミの実態である。

14　最後に

今わが国は熊本･能登の地震に加えて、スーパーエルニーニョによる台風の頻発。異常気象による線状降水帯による被害が熊本、石川、福井、富山、鹿児島、青森、愛知、神奈川、千葉など全国各地で大雨と土砂災害に見舞われている。その原因は、地球温暖化にある。これは日本だけの現象でなく、世界的規模で被害が拡大している。ネパールと中国の国境で起きた土石流、ヨーロッパの熱波による山火事、ライン川の水位が過去最低の水不足、カナダやインドネシアの山火事、チリの大洪水等である。

異常気象の原因は地球温暖化であるのは明白である。だから世界が協調してパリ協定を結んだにも関わらず､「温暖化はフェイクだ」として脱退したのがトランプだ。

加えて 10 月 9 日、トランプ大統領はロシアのプーチンと電話協議をしてディーゼル燃料(軽油)の供給に合意したと発表した。自ら起こしたイラン戦争でエネルギー価格が高騰するや、来年 4 月までの暫定措置としているが中間選挙を前にロシアに対する経済制裁措置を緩和した。さらに 16 日、ロシアからエネルギーを購入する国に最大 100%の関税を課すことでロシアの資金源を断つ制裁法の実施を見送ると表明した。こんなにも身勝手で、ウクライナに対する裏切りの政策転換は許されるものではない。そんなトランプに対し､「世界の平和と繁栄をもたらすのはドナルドだけ」｢日本はノーベル平和賞に、ドナルドを推薦する」と追従する高市早苗総理大臣。

その彼女は、ふるさと納税の定着に総務大臣として大きな役割を果たしてきた。12 年 12 月、第二次安倍政権で官房長官になった菅は、寄付を増やすべくその方策として寄付金控除の上限の倍増とワンストップ特例制度を総務省に命じた。そしてこれに反対した総務省の平嶋彰英自治税務局長を左遷した。

平嶋氏は回顧談で､「高市総務大臣からは、自治大学校長になる辞令交付式の際、皆の前で『はよ、戻ってきいや』と関西弁で励まされました。そのあと『あんたからもらった資料を**お守り代わり**に持っている』とメールまでいただいた」と述べてい

る。彼女が本当に「お守り代わり」にしているのなら、ふるさと納税の是正を総務省に命じるうる立場になったが具体的な指示は確認できないし、期待もできない。

しかし、彼女がやらなければならないのは、菅のふるさと納税によってもたらされた地方自治体の「勝ち組・負け組」の格差拡大の解消であり、歪められた地方交付税制度の是正である。さらに、東京一極集中に伴う東京への税の集中は、東京都にとっては悩ましいが解決しなければならない喫緊の課題である。

地方税財政、国税と地方税のあり方に踏み込んだ改革が求められている。

資料編　　2026(R8)年度のふるさと納税の現況

1　受入額の総額は二年前に初めて 1 兆円を超えたが、前年度比で 586 億円増え約 1 兆 3314 億円と過去最高額を更新し、件数も前年度比で 84.5 万件増え、596 万件と過去最高であった。

このうち、税務署への確定申告が不要で、減税分の全額が地方の個人住民税から控除される「ワンストップ特例制度」分は、前年度比で額は 1.1 倍の約 4254.0 億円(31.95%)、件数では、約 1.05 倍の 2,201.2 万件(36.91%)の増加であった。

ふるさと納税によって、26 年度に住民税の控除を受ける人は、前年比で 44.3 万人、1.08%の増の 1151.4 万人である。この内、「ワンストップ特例制度」適用分は 614.2 万人であり、全体の 53.3%を占めている。

2　令和 7 年度の受入額が多い自治体のベストテンは、①泉佐野市(大阪)230.39 (181.52)億円、②白糠町(北海道)223.29（211.65）億円、③都城市(宮崎)216.46 (176.92）億円、④別海町(北海道)211.55（173.50)億円、⑤名古屋市(愛知)174.46 (137.91)億円、⑥宮崎市(宮崎)143.12 (132.43)億円、⑦気仙沼市(宮城)134.76 (121.62)億円⑧京都市(京都)132.58(115.00)億円、⑨紋別市(北海道)124.73 (130.83)億円、⑩根室市(北海道)122.63(146.91)億円である。

昨年は、兵庫県宝塚市が 1 位となったが、これは市立病院の建て替えを巡って、市内の夫婦から約 254 億円の寄付があったためである。これはイレギュラーな事例であり、2〜11 位がベストテンといえる。そうした前提でベストテンを見れば、泉佐野市が令和 2 年度調査以来 6 年ぶりに一位となり、昨年 12 位であった京都市がベストテン入りをし、焼津市(静岡)が 11 位となった。

以降も同様であるが(　)の数値は前年実績である。

3　令和 8 年度課税における市町村民税の控除税額の多いベストテンは、①横浜市

373.30(343.38)億円、②名古屋市 215.32(198.36)億円、③大阪市 207.03(192.26)億円、④川崎市 170.32(154.01)億円、⑤世田谷区 134.42(123.49)億円、⑥さいたま市 126.21(114.42)億円、⑦福岡市 120.55(109.42)億円、⑧神戸市 110.64(102.16)億円、⑨札幌市 109.68 (100.26)億円、⑩京都市 97.91(91.47)億円となる。

昨年とベストテンの順位は全く変わらなかった。ベスト 20 まで見ても順位の変動はあるが自治体の変わりは無い。人口の多い都市の控除額が多いふるさと納税の特徴は如実に表れている。

しかし、地方交付税の交付団体には、控除額の 75%が補填されるため実質的なベストテンは以下の通り。①川崎市 170.32 億円、②世田谷区 134.42 億円、③港区 94.92 億円、④横浜市 93.32 億円、⑤大田区 71.33 億円、⑥江東区 66.86 億円、⑦杉並区 65.10 億円、⑧品川区 64.55 億円、⑨練馬区 61.83 億円、⑩渋谷区 59.61 億円。

昨年は不交付団体のため実質ナンバーワンだった名古屋市は、令和 8 年度は交付団体になったため、ベストテンを外れ⑪53.83 億円だった。なお、この数値は、(令和 8 年度課税における控除税額×0.25)で実質的ふるさと納税による損失額を求めたものであり、横浜市、名古屋市は交付団体としての通常の地方交付税の交付があり当然ランクは下がり、財政的には楽になる。

4　市町村税分と都道府県民税を合わせた個人住民税全体の控除額を都道府県別にみると、ベストテンは、①東京都 2350.57(2160.83)億円、②神奈川県 985.42(901.78)億円、③大阪府 749.08(689.68)億円、④愛知県 679.16(625.78)億円、⑤埼玉県 559.32(505.90)億円、⑥千葉県 528.29(482.90)億円、⑦兵庫県 446.21(411.30)億円、⑧福岡県 316.86 (287.39)億円、⑨北海道 253.78(231.07)億円、⑩静岡県 207.27 (188.99)億円であった。

順位は昨年と全く同じであった。以下、⑪京都府 190.07(176.61)億円、⑫広島県 159.83(147.37)億円、⑬茨城県 148.37(134.82)億円、⑭岐阜県 112.59(104.48)億円、⑮宮城県 116.40(103.37)億円、⑯三重県 104.80(95.11)億円と控除額が 100 億円を超えている県が 1 つ増え 16 都府県となった。

5　ふるさと納税の受入額は、R7 年度(R7.4 月～R8.3 月)の受け入れ実績である。

一方、住民税は前年(R7.1 月～R7.12 月)の所得額に課税される。ふるさと納税に係る控除も同様である。年度と暦年による三月のタイムラグがあるが、令和 7 年度の受入額から令和 8 年度の住民税の控除額を差引いて、傾向値としてふるさと納税が「地方財政にどう寄与したか」を都道府県単位で対比した。

受入額の方が多かった黒字団体は 37 道府県でベステトテンは、①北海道

1633.87(1568.50)億円、②宮崎 589.01 (550.60)億円、③山梨 472.31 (420.65)億円、④鹿児島 385.79(381.55)億円、⑤山形 382.98(419.96)、⑥静岡 377.06(344.68) 億円、⑦新潟 360.49(372.46)億円、⑧熊本 341.21(332.61)億円、⑨佐賀 333.58 (334.97)億円、⑩茨城 301.58 (256.47)億円であった。

茨城がベストテンに入りし、⑪福岡 285.24(272.64)億円がベストテンをはずれた。一方、控除額の方が多かった赤字団体は 10 都府県であった。①東京△2188.54(△2014.69)億円、②神奈川△725.49(△681.83)億円、③埼玉△415.69(△382.36)億円、④愛知△281.31(△279.66)億円、⑤大阪△276.37(△293.25)億円、⑥千葉△232.23(△260.92)億円、⑦兵庫△92.26 (171.17)億円、⑧広島△91.79(△76.66)億円、⑨奈良△44.04(40.99)億円、⑩富山△0.59(6.18)であった。

黒字県であった兵庫、奈良、富山が赤字県になった。

6　24 年度のふるさと納税に伴う 25 年度の住民税控除の総額は 9524.42(8710.24)億円である。この内東京都は、2350.57(2160.83)億円である。総額の 24.67(24.80)％である。神奈川、埼玉、千葉の 3 県を加えた首都圏の額は、4423.60(4051.41)億円で、比率は 46.44(46.51)％である。

人口の多い首都圏からふるさと納税による個人住民税控除総額の半分弱が移転している。大阪と愛知を加えると 5851.84(5366.87)億円、率で 61.44(61.61)％である。しかし、地方交付税の交付団体には、控除額の 75％が補填される。実質的に東京を狙い撃ちにした制度である。